

川越市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの含有調査事業を行う建築物の所有者等に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) アスベスト 天然の鉱物繊維であるアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。

(2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト（ひる石）でアスベストの重量が当該吹付け建築材料の質量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(3) 含有調査 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物について行うアスベストの含有に係る調査をいう。

(4) 民間建築物 国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の者が所有する建築物をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 本市の区域内に存する民間建築物

(2) 過去に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていない建築物

(3) 明らかな建築基準法（昭和25年法律第201号）の違反がない建築物

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 前条の規定による補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体であること。

(2) 補助の対象となる建築物を使用し、アスベスト含有調査を行おうとする者（所有者から当該補助事業に関する承諾を受けた者に限る。）

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業は、補助対象建築物のアスベスト含有調査事業で、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関のうちJISA1481の付属書の仕様に適合する装置及び機器を備える機関であること。

(2) 調査方法は、JISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これにすることができる。

(3) アスベスト含有調査は建築物石綿含有建材調査者が実施すること。

（補助対象経費及び補助額）

第6条 補助の対象となる経費は、含有調査事業に要する経費で、含有調査を実施する請負者に対して支払う額とする。

2 補助額は、当該年度の予算の範囲内において、前項の補助対象経費以

内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とする。ただし、250,000円を上限とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助対象者は、含有調査事業の着手前に、アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（1/2, 500以上）
- (2) 配置図
- (3) 平面図（アスベスト等施工場所を表示したもの）
- (4) 現況写真（アスベスト等施工場所が判断できるもの）
- (5) 登記事項証明書（建物）又は建物の所有者であることが確認できる書面（申請者が第4条に規定する区分所有者の団体である場合を除く。）
- (6) 団体の代表者であることを証する書類（申請者が第4条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。）
- (7) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が第4条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。）
- (8) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
- (9) 定める分析機関であることを証する書類
- (10) 見積書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書に記載されていない事項及び同項各号に掲げられていない書類は規則第4条3項の規定により、省略されたものとみなす。

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金の交付の可

否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定をしたときは、アスベスト含有調査事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はアスベスト含有調査事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付決定の通知を受けたときは、事業に着手するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象者は、補助金交付申請の取下げをするときは、速やかにアスベスト含有調査事業補助金交付申請取下届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助対象事業の変更又は中止）

第10条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更するときは、アスベスト含有調査事業変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものについては、この限りではない。

(1) 当該変更に係る書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更内容が適当と認めるときは、アスベスト含有調査事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、含有調査事業が完了したときは、速やかにアスベスト含有調査事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 支払い内訳書

- (2) 分析機関が発行した分析調査結果報告書等の写し
 - (3) 請負者と締結した契約書等の写し
 - (4) 領収書の写し
 - (5) 調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真
 - (6) 建築物石綿含有建材調査講習修了証明書の写し
- (補助額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、アスベスト含有調査事業補助額確定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助対象者は、前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、アスベスト含有調査事業補助金交付請求書（様式第9号）を、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の3月10日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをするときは、アスベスト含有調査事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助対象者に

通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場
合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全
部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の返還を命じるときは、アスベスト
含有調査事業補助金返還請求書(様式第11号)を、補助金の交付を受
けた者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助対象者は、アスベスト含有調査事業に係る収入及び支出を
明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計
年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。